

原産地証明書の データ交換に伴うNACCSの 対応等について

(日インドネシアEPA)



2023年1月

財務省関税局

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



第1部 原産地証明書データ交換の取組について

1. 原産地証明書データ交換の取組の概要	3
2. 電子原産地証明書 (e-CO) とは	4
3. 電子原産地証明書 (e-CO) の取扱い	7
4. 今後の予定	8

第2部 NACCS仕様説明

1. 電子原産地証明書海外連携の概要	10
2. 電子原産地証明書に係るNACCS業務仕様の概要	13
3. NACCS業務フロー	26
4. 対象業務一覧	32
5. その他	35
6. 開発スケジュール	37
7. お問い合わせ先	38

第1部

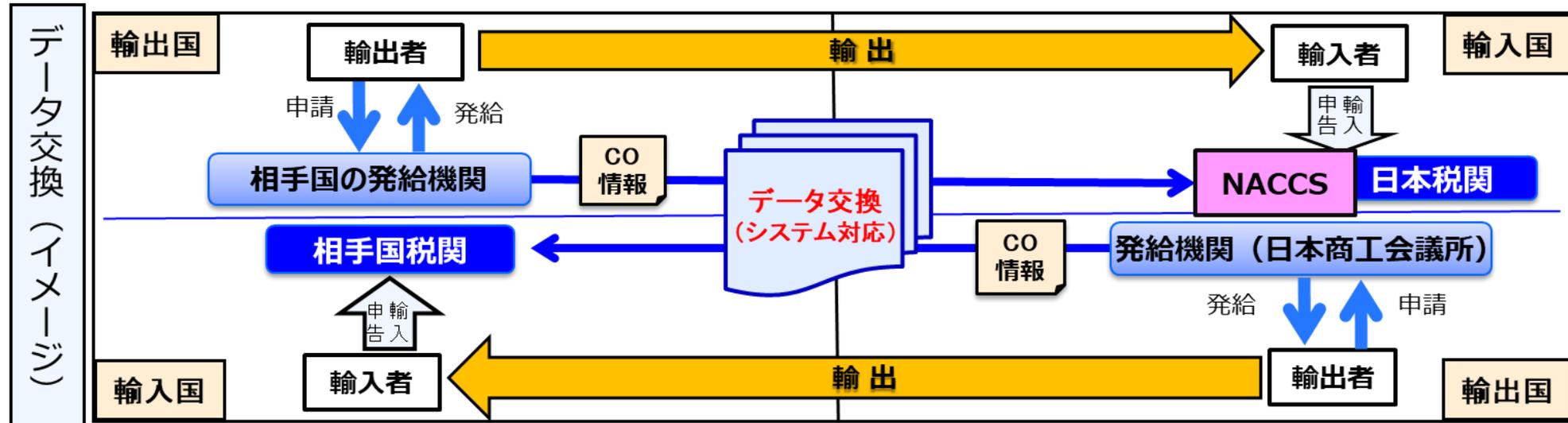
原産地証明書データ交換の 取組について

1. 原産地証明書データ交換の取組の概要

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続：
自己申告制度を導入済みである一部のEPAを除き、第三者証明制度を採用
⇒紙原本の郵送によるリードタイムへの影響
- 産業界のニーズ：
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理
及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット：
PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保
されることから、ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）
「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する。」



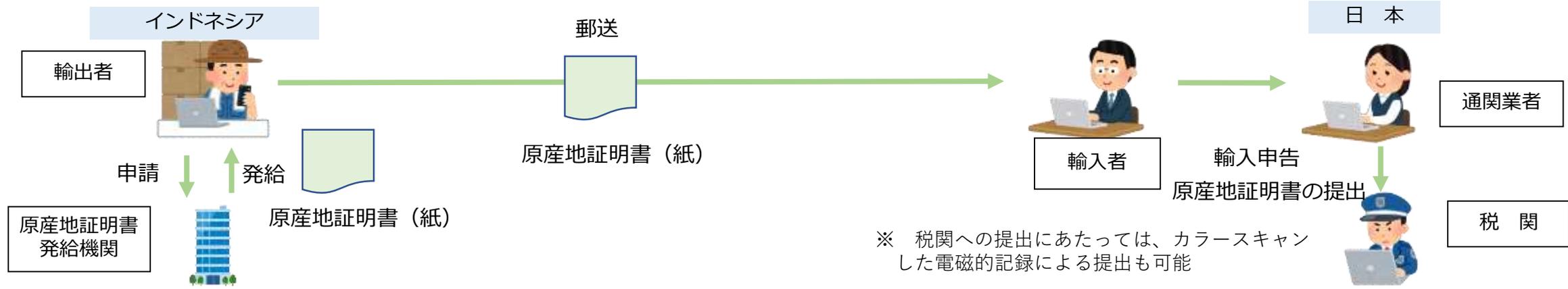
2. 電子原産地証明書 (e-CO) とは

EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続について、税関への輸入申告の際に、紙の原産地証明書の提出に代えて、輸出国発給機関からNACCSに直接送信される**原産地証明書のデータ**（電子原産地証明書：e-CO）を提出することが可能に

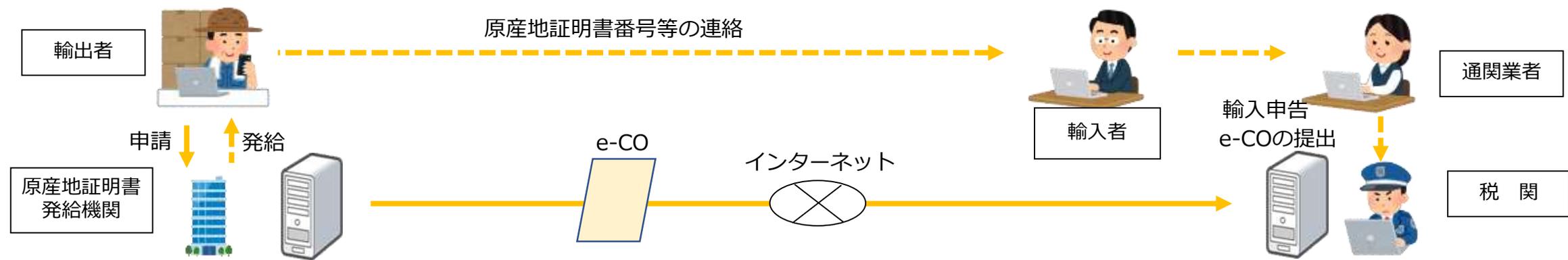
対象となるEPA

◆ **日インドネシアEPA**（令和5(2023)年4月よりパイロット運用を予定）

従来の原産地証明書



e-CO



e-COでは、原産地証明書の入手・提出が一層効率的になります。

- e-COでは、輸出国で発給された原産地証明書が、NACCSに直接送信されるため、**輸出入者等、事業者間における原産地証明書の受け渡しが一層効率的になります。**
- 輸入申告にあたり、**e-COのまま、税関に提出することが可能**になります。
(紙の原産地証明書のようにカラスキャンを行う必要はありません。)
- e-COは、輸出国発給機関からNACCSに直接送信されるため、**e-COの真正性が確保されています。**
- 原産地証明書に係る貨物を**分割通関する場合、e-COを用いて円滑に処理することが可能**になります。
(紙の原産地証明書を通関官署に取り回す必要がなくなります。)

その他、e-COでは、従来の紙で発給される原産地証明書と以下の点が異なります。

✓ 輸入申告前の原産地証明書の確認

紙の原産地証明書の場合

➤ 輸出者から郵送された原産地証明書の原本を確認

e-COの場合

➤ NACCSの原産地証明書情報内容照会（IOV）業務でe-COを確認（詳細は第2部で説明）

✓ 輸入申告時の提出方法

紙の原産地証明書の場合

➤ カラースキャンして申告添付登録（MSX）業務による提出も可能

e-COの場合

➤ 輸入申告に所定のデータ項目を入力することによりe-COを提出（詳細は第2部で説明）

✓ 真正性の確認

紙の原産地証明書の場合

➤ 発給機関の印章及び署名等により真正に発給されたものかどうかを確認

e-COの場合

➤ 発給機関システムから直接NACCSに送信されるため、真正性の確認は不要。なお、e-COに発給機関の印章・署名は付されません。

e-COは、これまでの紙の原産地証明書と同様、協定及び関税関係法令に規定する原産地証明書として扱われます。

✓e-COの税関への提出について

- 紙の原産地証明書と同様、EPA税率を適用しようとする貨物に係る輸入申告の際にe-COを税関に提出することとなります。
- e-COの内容について、紙の原産地証明書と同様、申告貨物との同一性（輸出入者、インボイス情報等）及び原産性（HS番号、特惠基準等）に関する不備がないか、輸入申告前に必ずご確認願います。

✓その他

- 紙の原産地証明書と同様、輸入申告で税関に提出したe-COについて、その控えを輸入者が保存する義務はありません。
- 税関は、e-COを利用して輸入された貨物についても、必要に応じて、EPAに基づく原産品であるか否かの確認（事後確認）を行います。
- 希望する場合には、従来どおり、紙の原産地証明書を輸入申告の際に提出することも可能です。

e-COの実施に関する最新の情報は、税関HP・原産地規則ポータルからご確認ください。

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

- 令和5(2023)年4月：日インドネシアEPAにおけるe-COのパイロット運用開始（予定）

※ 今後も本ホームページに最新の情報を追加・更新していく予定です。

The image shows a screenshot of the Japanese Customs website. The top navigation bar includes '税関サイト' (Customs Site) and '原産地規則ポータル' (Origin Rules Portal). The main menu has categories like '原産地規則とは' (About Origin Rules), '協定・法令等' (Agreements/Laws), '原産地証明手続' (Origin Proof Procedures), and '事前教示' (Advance Notice). The '原産地証明手続' menu item is highlighted with a red box. Below it, a list of links is shown, with '原産地証明書のデータ交換について' (About Data Exchange of Origin Certificates) also highlighted with a red box. To the right, a news article titled '日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について' (Implementation of Data Exchange of Origin Certificates under the Japan-Indonesia Economic Partnership Agreement) is displayed, dated December 27, 2022. The article text describes the pilot operation of e-CO starting in April 2023. A red box highlights the article content. Arrows point from the highlighted menu items to the corresponding content.

第2部

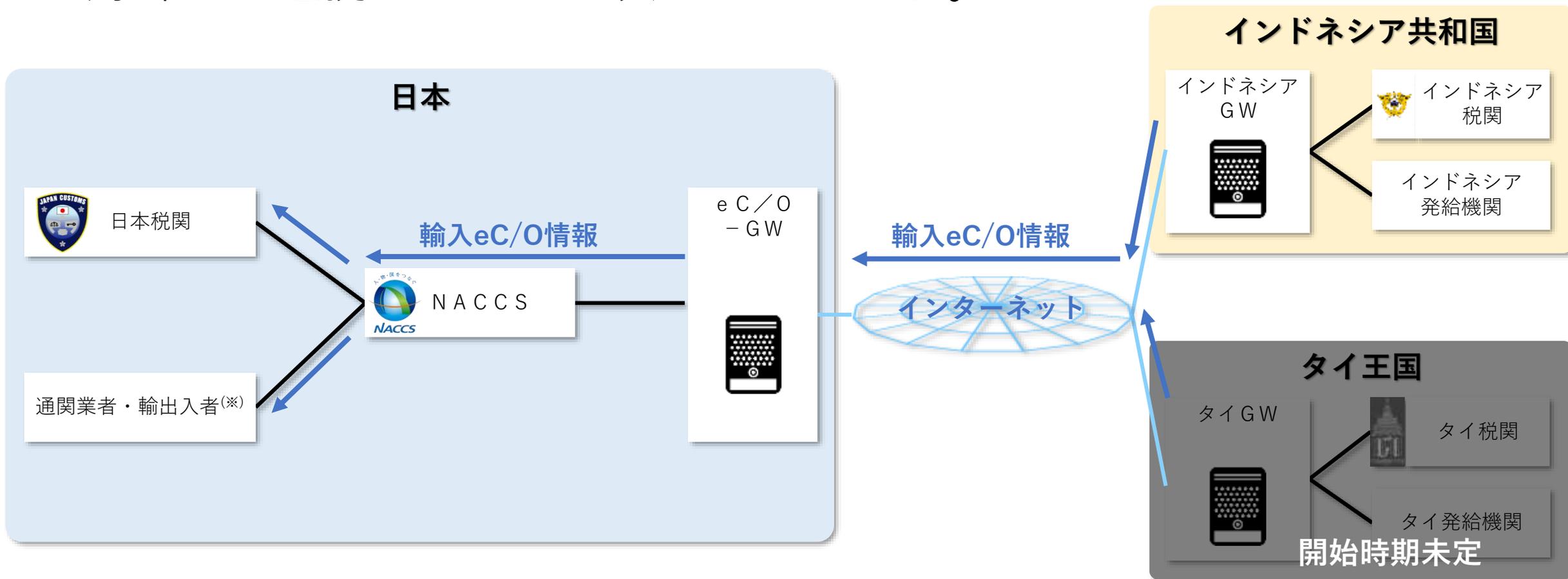
N A C C S 仕様説明

- 日インドネシアEPA及び日タイEPA (※)に係る電子原産地証明書 (以下「eC/O」という) をNACCSで利用可能となるよう機能構築しております。

(※) 日タイEPAについては開始時期未定です。

- NACCSを利用して
 - eC/Oの内容を照会すること
 - eC/Oを使用して輸入申告を行うこと
 - eC/Oに対して内取り情報を登録することが可能となります。

- ・ 海外との連携イメージは次のとおりです。

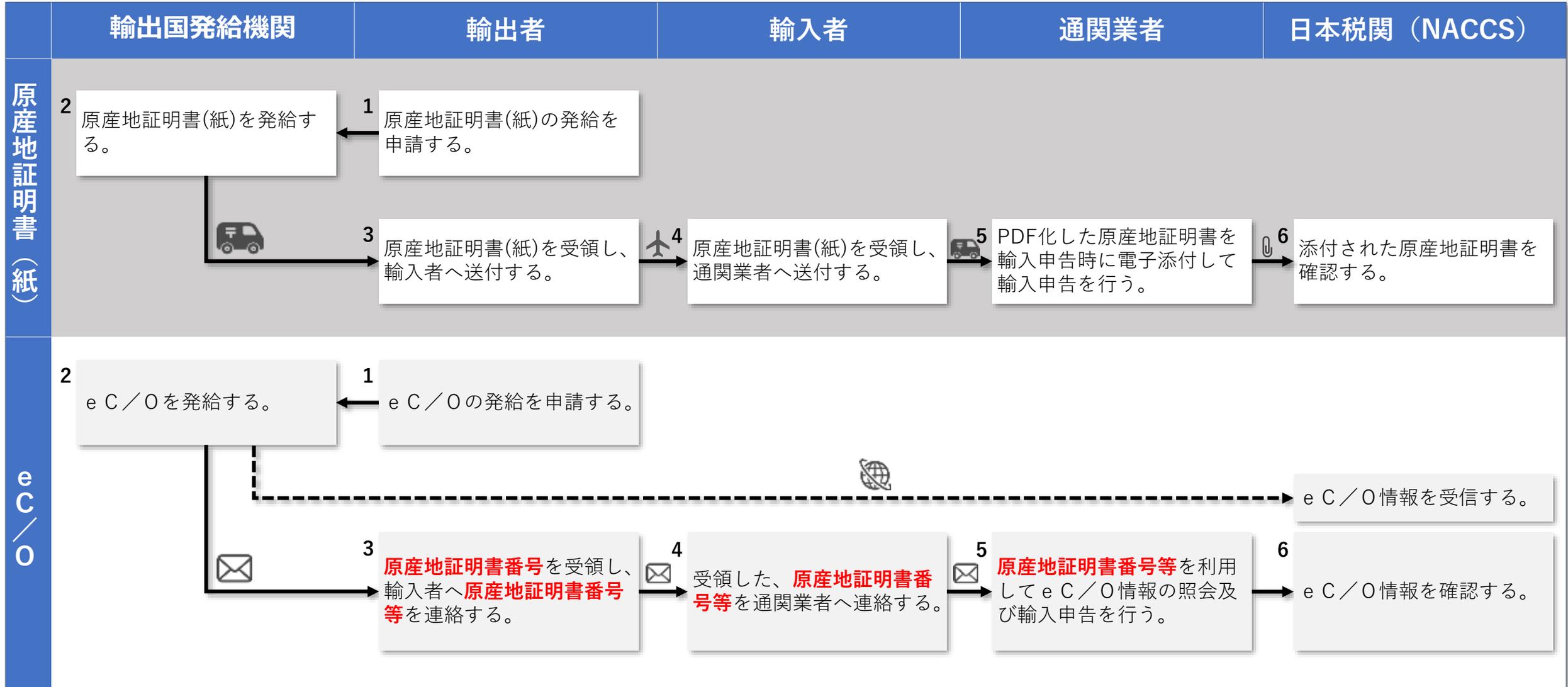


(※) (海外からの) 輸入eC/O情報をNACCSを使用して確認するためには、NACCSセンターと利用契約を締結する必要があります。

(※) (日本からの) 輸出eC/O情報はNACCSでは送受信いたしません。

1. 電子原産地証明書海外連携の概要

- e C / O 発給から N A C C S 連携までのイメージは次のとおりです。



- 日本（NACCS）でeC/Oを使用する為には、以下の項目を輸出者様から入手してください。

原産地証明書番号 (以降「C/O番号」)

英数字記号で構成（例：「T」2022-000001」等）

eC/Oのキーとなる項目 (以降「eC/Oキー」)

原産地証明書に記載された「**1品目目のインボイス番号**(※)」

(※) 日インドネシアEPAにおける運用

Q 「eC/Oキー」とは何ですか。

A 「eC/Oキー」とは、NACCSでeC/Oにアクセスするために必要となるキーのことです。
日インドネシアEPAについては、eC/Oキーとして、
eC/O情報における

「1品目目のインボイス番号」

(インボイス番号が1品目目に複数設定されている場合は、1番目のもの)

を使用します。

Q 「e C / Oキー」は何故必要なのですか。

A 輸出国発給機関から払い出されるC / O番号は連続した番号体系である可能性が高く、C / O番号だけでe C / Oを利用可能とすると、誤って他の輸入者様のe C / Oを照会したり、輸入申告で利用したりすることが可能となってしまうためです。

- NACCSでは、以下のいずれかの入力でeC/O情報の照会や輸入申告(※)での使用が可能となります。

(※) 輸入申告での使用に一部制限があります。次頁以降をご覧ください。

パターン①

C/O番号

eC/Oキー

又は

パターン②

N-C/O番号

(英数字16桁)

「**N - C / O 番号**」とはNACCSが
e C / O 毎に払い出す **16桁の番号**です。

原産地証明書情報

協定名称 XXXXX

N - C / O 番号 202209071234ABCD

C / O 番号 TJ2022-000002

国コード XX

e C / O キー XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

Exporter's name, address and country
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

Submission XXXXXX
Category Code
XXX XXX XXX XXX XXX
XXX XXX XXX XXX

Q 「N-C/O番号」を何故払い出すのですか。

A e C/Oには、C/O番号があるにもかかわらず、N-C/O番号を払い出す理由は以下のとおりです。

- ① NACCS上でe C/O情報を管理するためには、ユニークであることが保証された1つの番号が必要であるため。
- ② C/O番号又はe C/Oキーが20桁を超える場合、「輸入申告事項登録（IDA）」業務で入力できなくなるため。
- ③ IDA業務で「C/O番号」と「e C/Oキー」を入力する場合は、2項目の入力が必要ですが、「N-C/O番号」を入力する場合は、1項目だけの入力となるため。

N - C / O 番号の使用に関する整理

輸入申告事項登録（IDA）業務

次の場合は必ずN - C / O番号を使用する必要があります。

- ① C / O番号が20桁を超える場合
- ② e C / Oキーが20桁を超える場合
- ③ 輸入承認証番号等欄が足りなくなる場合

上記の場合以外は、N - C / O番号を使用するか否かは自由です。

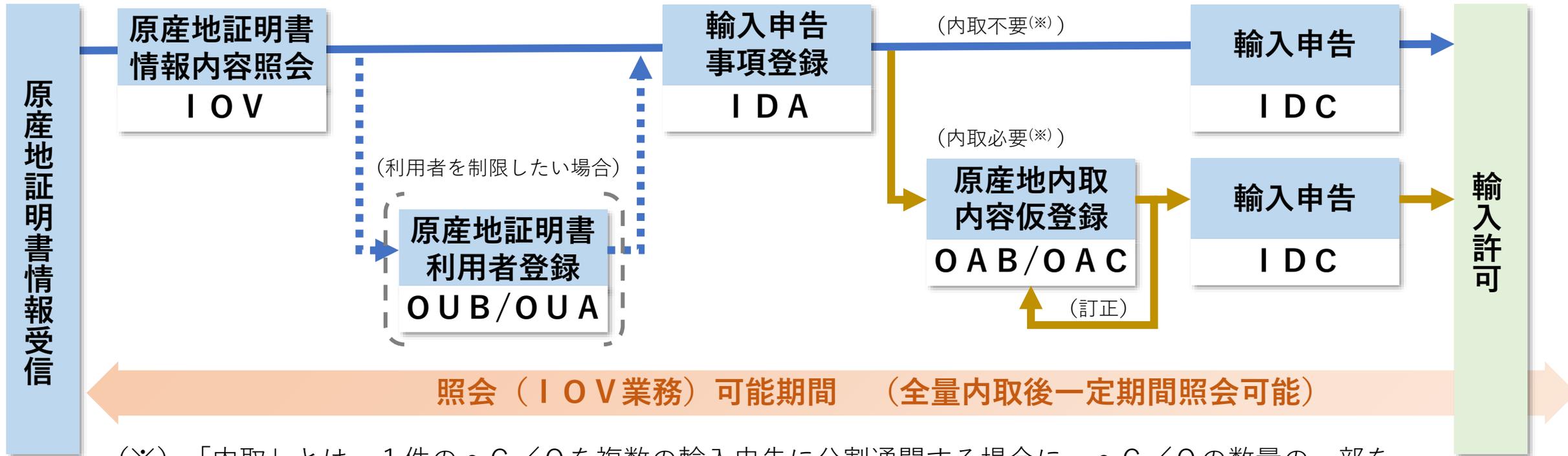
IDA業務以外

N - C / O番号を使用するか否かは自由です。

Q 「N-C/O番号」はどこで確認するのですか。

A 「原産地証明書情報内容照会（IOV）」業務でe C/O情報を照会するか、または「原産地証明書利用者登録呼出し（OUB）」業務にて利用者制限情報を呼び出すことにより確認することができます。

- NACCSでeC/Oを使用する場合の基本的な業務フローは次のとおりです。



(※) 「内取」とは、1件のeC/Oを複数の輸入申告に分割通関する場合に、eC/Oの数量の一部を輸入申告で使用することを指します。

「原産地証明書情報内容照会（IOV）」業務の概要

- ・ **e C / O 情報**、**内取り状況**及び**N - C / O 番号**を確認することが可能です。また、帳票形式で出力することもできます。

照会区分 *	<input type="checkbox"/>
N - C / O 番号	202209071234ABCD
C / O 番号	<input type="text"/>
e C / O キー	<input type="text"/>
国コード	<input type="text"/>
申告等番号	<input type="text"/>
欄番号	<input type="text"/>

e C / O 情報を照会するためには、以下のいずれかの入力を行います。
(最初は必ず「C / O 番号」及び「e C / O キー」で照会する必要があります。)

N - C / O 番号
(英数字 16 桁)

又は

C / O 番号

e C / O キー

「原産地証明書利用者登録（OUA）」業務の概要

- 利用者コード等を登録することで、登録された利用者以外がeC/O情報を照会することや輸入申告で使用することができなくなります。
本業務はeC/O情報の利用者を制限したい場合に活用できます。

N-C/O番号	<input type="text" value="202209071234ABCD"/>
C/O番号	<input type="text"/>
eC/Oキー	<input type="text"/>
国コード	<input type="text"/>

C/O利用者（輸入者コード等）	
<input type="text"/>	<input type="text"/>

C/O利用者（通関業者等の利用者コード）									
1	<input type="text" value="1AAAA"/>	2	<input type="text"/>	3	<input type="text"/>	4	<input type="text"/>	5	<input type="text"/>
6	<input type="text"/>	7	<input type="text"/>	8	<input type="text"/>	9	<input type="text"/>	10	<input type="text"/>

輸入者（1者）及び通関業者（10者）を登録することが可能です。
なお、「C/O利用者（輸入者コード等）」については、輸入者コード、法人番号による登録が可能です。

「原産地内取内容仮登録（OAC）」業務の概要

- ・ e C / O の内取内容を登録します。

（内取不要の場合は本業務を実施する必要はありません。）

申告等番号（仮登録） 12345678901

欄番号 0001 品名 GOODS NAME

HS番号 850710

重量（グロス） 200 KGM 数量 100 C62

梱包種類 5M 梱包個数 2 B37 残存量

内取方法

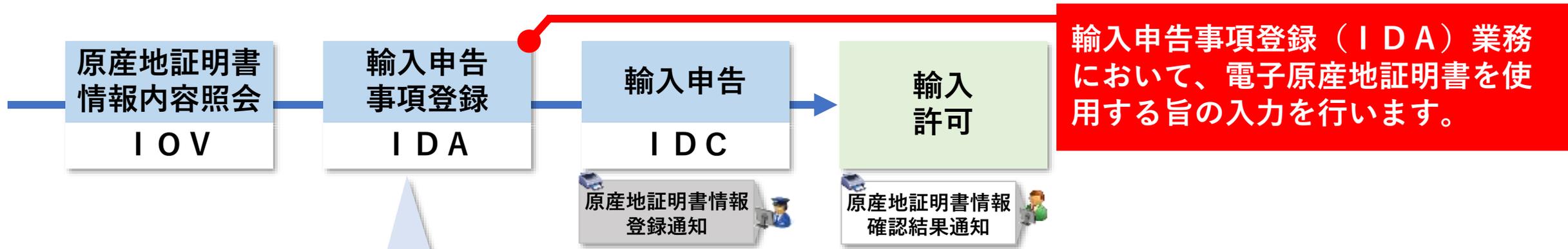
内取内容登録

内取方法（仮登録） 内取量（仮登録） 50

1:全量内取
2:重量内取
3:数量内取

「原産地内取内容仮登録（OAC）」業務を使用して、欄毎に内取り登録を行います。

(1) 1申告でeC/Oの全量を使用して輸入申告する場合



		eC/Oキー①		C/O番号①		eC/Oキー②			
輸入承認証等	1	GENS	INV00001111	2	GENS	TJ2022-000001	3	GENS	INV00002222
	4	GENS	TJ2022-000002	5	TASY	1234567891	6		
	7		C/O番号②	8			9		

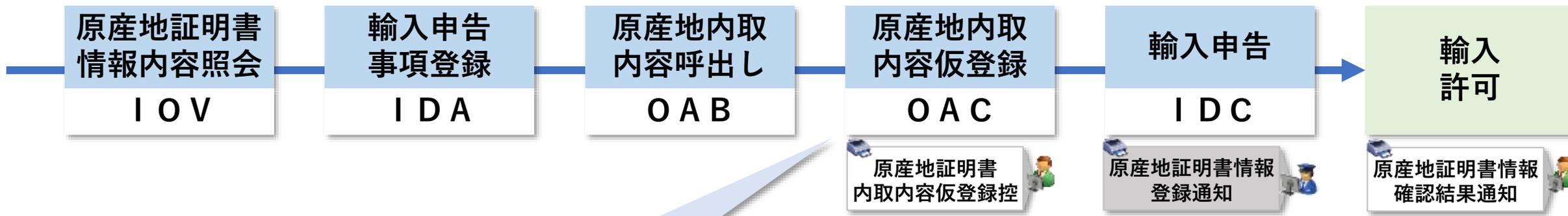
		N-C/O番号①		又は N-C/O番号②					
輸入承認証等	1	GENN	202209071234ABCD	2	GENN	202209075678EFGH	3	TASY	1234567891
	4			5			6		
	7			8			9		

① eC/OキーとC/O番号を入力する場合は、「GENS」を入力します。

(※) 必ず輸入承認証等欄を2欄使用し、「eC/Oキー」「C/O番号」の順に連続して入力すること。

② N-C/O番号を入力する場合は、「GENN」を入力します。

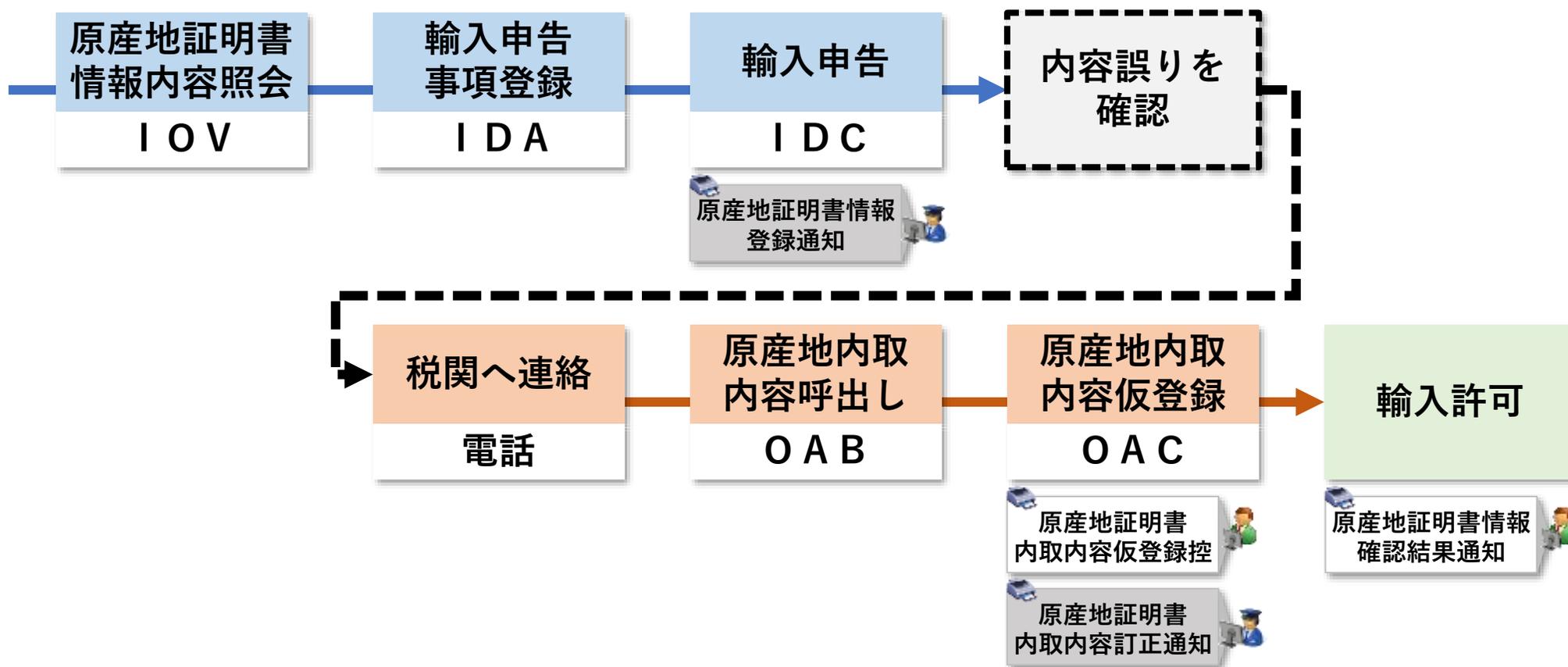
(2) e C / Oの一部を内取りして輸入申告する場合



欄番号	0001	品名	GOODS NAME					
HS番号	850710							
重量 (グロス)	200	KGM	数量	100	C62			
梱包種類	5M	梱包個数	2	B37	残存量		内取方法	
内取内容登録								
内取方法 (仮登録)			内取量 (仮登録)		50			
1: 全量内取 2: 重量内取 3: 数量内取								

「原産地内取内容仮登録 (OAC)」業務において内取内容を仮登録します。

(3) e C / O の全量を使用して輸入申告したが、審査終了前(※)に内取りが必要であったことが判明した場合



(※) 予備審査、BP審査終了を除く。

<参考> 訂正時の入力画面イメージ

欄番号 品名

HS番号

重量(グロス) KGM 数量 C62

梱包種類 梱包個数 B37 残存量 内取方法

内取内容登録

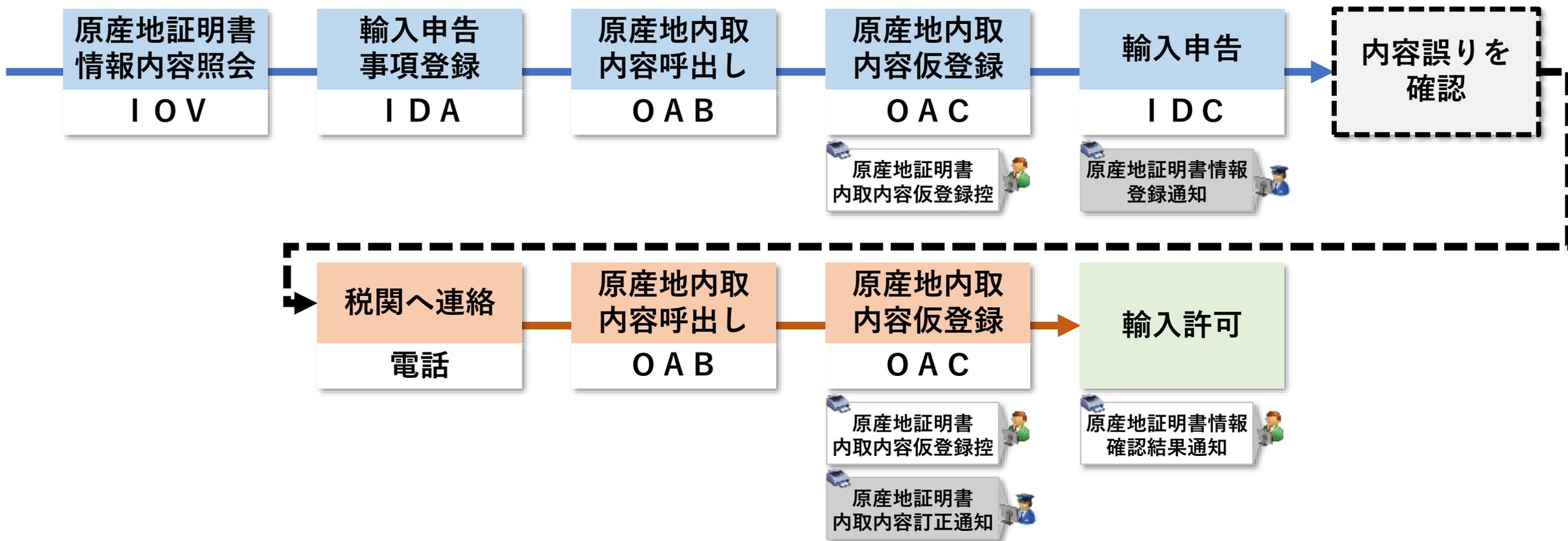
内取方法(仮登録) 内取量(仮登録)

内取内容

処理区分	申告等番号	輸入申告年月日	内取量	確認状態	申告官署	輸入許可年月日
01	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="1234567890"/>	<input type="text" value="20220817"/>	<input type="text" value="50"/>	<input type="text" value="R"/>	<input type="text" value="1A"/>

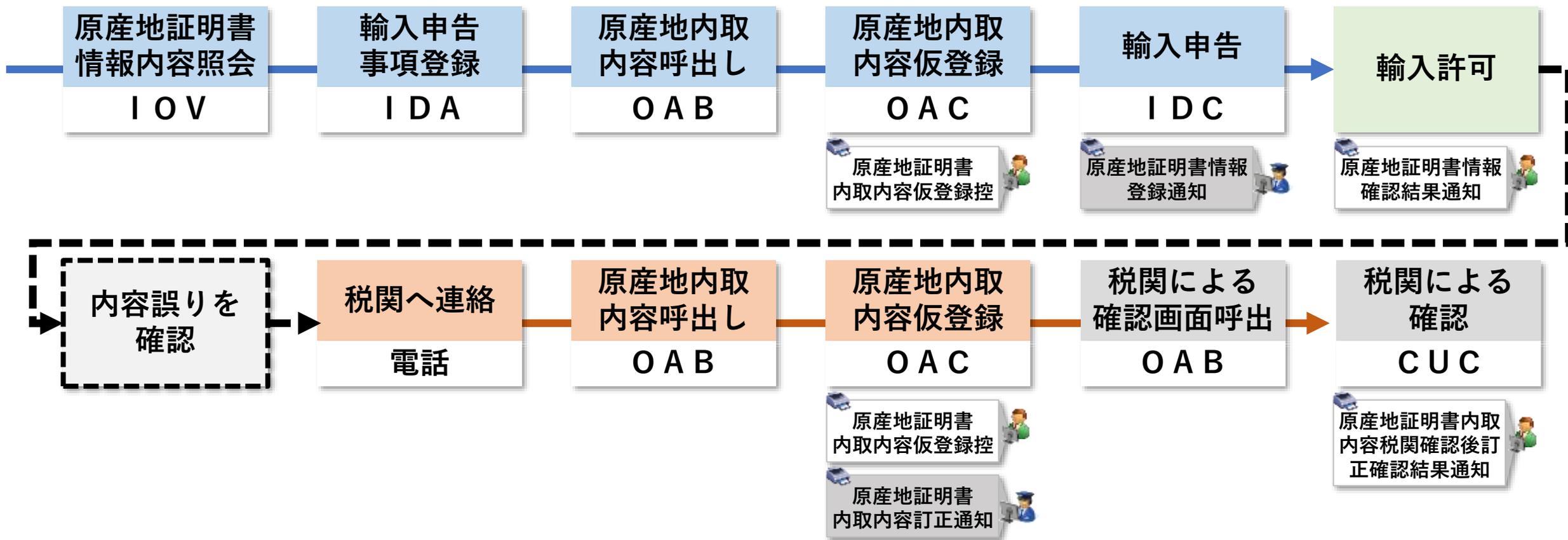
「原産地内取内容仮登録(OAC)」業務において内取内容を訂正します。

(4) e C / O の一部を内取りして輸入申告したが、審査終了前^(※)に内取り内容が誤っていたことが判明した場合



(※) 予備審査、BP審査終了を除く。

(5) 輸入許可後に内取り内容が誤っていたことが判明した場合



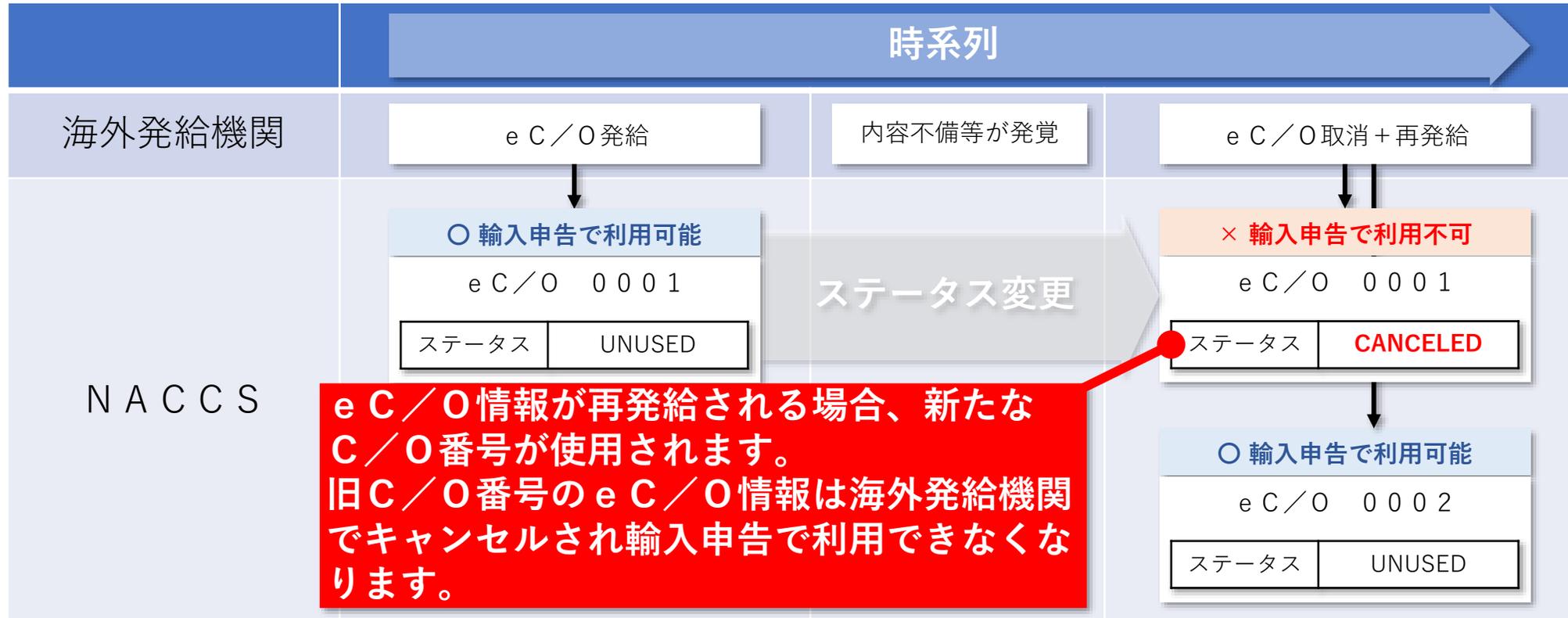
業務コード	業務名称	入力者 (業務可能業種)	業務概要
OUA	原産地証明書利用者登録	通関業、輸出入者	e C / O を照会及び輸入申告することが可能な利用者（e C / O 利用者）を制限する場合に実施する。
OUB	原産地証明書利用者登録呼出し	通関業、輸出入者	O U A 業務にて登録・変更を行う e C / O 利用者呼び出す場合に実施する。
OAC	原産地内取内容仮登録	通関業、輸出入者	e C / O を使用する輸入申告を「輸入申告事項登録(I D A)」業務で登録した後、輸入申告までに e C / O の内取り内容を登録するために実施する。 内取りを行う必要が無い（1度の輸入申告で e C / O を全て利用する）場合は本業務の実施を省略可能。
OAB	原産地内取内容呼出し	通関業、輸出入者	O A C 業務に先立ち、e C / O の情報及び e C / O の内取り情報を呼び出すために実施する。
IOV	原産地証明書情報内容照会	通関業、輸出入者	e C / O の情報及び e C / O の内取り情報を照会又は帳票形式で出力する場合に実施する。 O U A 業務にて e C / O 利用者が登録されている場合には、当該利用者のみが実施できる。

業務コード	業務名称	入力者 (業務可能業種)	変更概要				
I D A	輸入申告事項登録	通関業	<p>「輸入承認証等識別」欄及び「輸入承認証番号等」欄に e C / O を使用する旨の入力を行えるようにする。</p> <p>e C / O を使用する場合に入力する「輸入承認証等識別コード」は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>G E N N</td> <td>「N - C / O 番号」を入力する場合</td> </tr> <tr> <td>G E N S</td> <td>「e C / O キー」及び「C / O 番号」を入力する場合</td> </tr> </table>	G E N N	「N - C / O 番号」を入力する場合	G E N S	「e C / O キー」及び「C / O 番号」を入力する場合
G E N N	「N - C / O 番号」を入力する場合						
G E N S	「e C / O キー」及び「C / O 番号」を入力する場合						
I D A 0 1	輸入申告変更事項登録	通関業					
S W A	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	通関業					
I D C	輸入申告	通関業	<p>e C / O を使用する旨の入力が行われた場合、e C / O 情報のチェックを行う。</p> <p>また、輸入許可になった場合は、e C / O の内取り内容が確定した旨の登録を行い、「原産地証明書情報確認結果通知情報」を出力する。</p>				
I D E	輸入申告変更	通関業					
S W C	シングルウィンドウ輸入申告	通関業					

業務コード	業務名称	入力者 (業務可能業種)	変更概要
TKA01	一括特例申告事項登録	通関業	「輸入承認証等識別」欄及び「輸入承認証番号等」欄にe C/Oを使用する旨の <u>入力がされていない</u> ことを確認する。
MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録	通関業	
MWA01	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録	通関業	

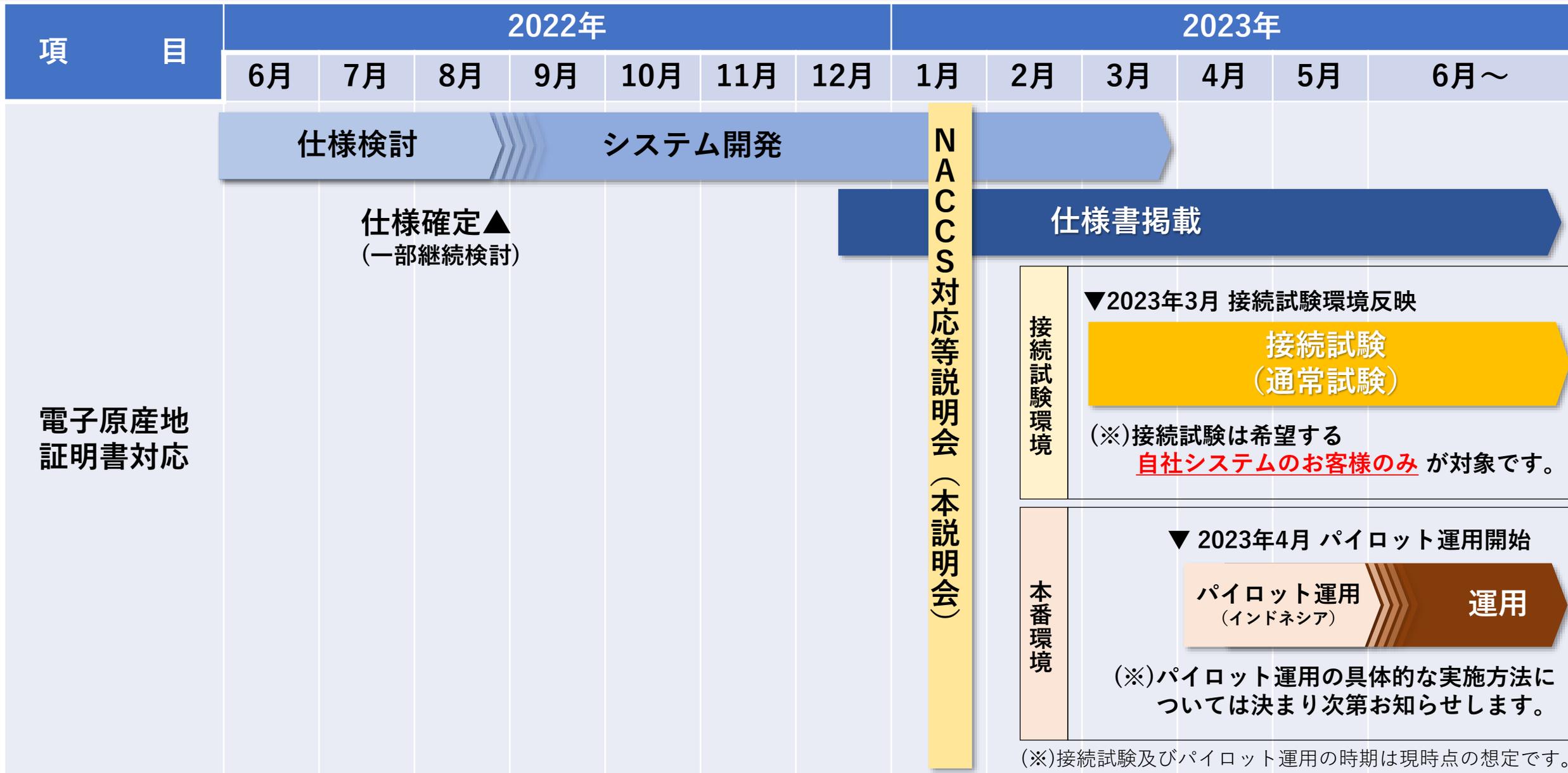
(※) 税関専用業務等の記載は省略しています。

内容不備等で e C / O が再発給される場合は、新たな C / O 番号で再発給されます。旧 C / O 番号の e C / O はキャンセルされます。



e C / O 情報は暗号化通信等により情報セキュリティを確保したうえで連携されます。





本資料に係るご質問等は、お手数ですが以下の宛先までお問合せ下さい。



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）

システム運用部 運用企画課 eCO担当

電子メール：e-co@naccs.jp

（件名の先頭に【資料問合せ】と入力してください。）

本資料中第1部に記載する原産地証明書データ交換の取組に関するお問合せにつきましては、以下へご連絡ください。



財務省関税局関税課原産地規則室

電話：03-3581-4111（内線 5070、5705）